

●容器包装とは？

容器包装リサイクル法では、「商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」が容器包装であるとされており、次のようなものが対象とされています。

ガラスびん以外には分別のためのマークが付いているので、マークを確認のうえ、正しく分別するように心掛けてください。

※分別のルールは市町村ごとに異なっていますのでご注意ください。



●容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

ガラスびん

ガラスびんには、繰り返し使用できる「リターナブルびん」とそれ以外の「ワンウェイびん」があります。



リターナブルびん

ビールびんや一升瓶、規格統一びんなどのリターナブルびんは、使用后、回収・洗浄されて繰り返し使用することができるため、地球にやさしく、環境負荷が少ないものと言われています。



（「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が認定する規格統一びんのマークです。）

ペットボトル

識別表示マーク



PET



（キャップ、ラベルは）
除く。

プラスチック製の容器包装

識別表示マーク



（ペットボトルのキャップ、
ラベルを含む。）



紙製容器包装

識別表示マーク



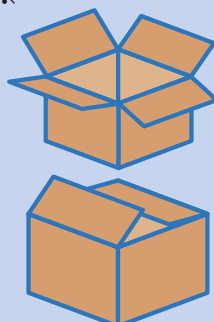
スチール缶、アルミ缶※

識別表示マーク



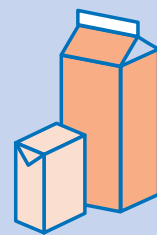
段ボール※

自主表示マーク



飲料用紙パック※ （アルミ不使用）

自主表示マーク



※スチール缶、アルミ缶、段ボール、飲料用紙パック（アルミ不使用）は市町村が分別収集した段階で有価物となるため、再商品化義務の対象とはされていません。